

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 3 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、視覚障害者福祉のための事業が、継続的かつ十分に実施できるように支援してください。

（回答）

- 視覚障がい者福祉のための事業が、継続的かつ十分に実施できるよう、必要な予算を確保し、引き続き取り組んでまいります。
- あわせて、当該施設が視覚障がい者の方や近隣住民の方にとって利用しやすいものになるよう、引き続き、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの指定管理者である大阪府視覚障害者福祉協会の皆様方のご意見もお伺いしながら進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

5 盲導犬を普及するために、府民の理解を深めるための啓発をしてください。

（回答）

- 平成14年に成立した「身体障害者補助犬法」では、公共施設や交通機関、飲食店、ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する施設が補助犬の同伴を受け入れることを義務付けられており、また、住宅についても受け入れの努力義務があるにもかかわらず、未だに「同伴拒否」や「入居拒否」の事例があります。
- 盲導犬をはじめ、補助犬を普及するためには、より広く補助犬のPRを行うことが重要であり、府のホームページ、府主催のイベント等で啓発活動を実施しているところです。また、公民連携などの取り組みにより、事業者や一般府民への啓発を行うとともに、不動産事業者団体と連携し、啓発活動を実施しているところです。
- 今後とも、補助犬に係る普及啓発に取り組むとともに、同伴を拒否された具体的な事例につきまして、ご連絡をいただければ、当該施設に対し、府として個別に制度の趣旨・内容を説明するなど助言・指導等を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 6 障害者が65歳を過ぎたとき、介護保険優先の原則によって障害特性に起因する必要な給付が受けられなくなる不利益が生じることのないよう、市町村を指導してください。また、介護保険への移行について、制度の適用関係が福祉制度利用者にもっとわかりやすく理解できるようにしてください。

（回答）

- 国事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。
- また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」とされています。
- さらに、「障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(略)相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。」とされています。
- 大阪府においては、これまでの国事務連絡等や、令和5年6月30日付で発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

- (1) ガイドヘルパーが、不足しています。居宅介護ヘルパーとの競合が解消されるよう、報酬改善等を含めた制度上の課題改善を国に要望するとともに、ガイドヘルパーが充足されるよう努めてください。

（回答）

- 第5次大阪府障がい者計画の策定の際には、貴協会からも委員にご参画いただきました「第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」及び「大阪府障がい者施策推進協議会」において、サービスの担い手の確保・育成などの課題を含め、ご議論いただいております。当該計画において、「障がい福祉分野への参入促進による人材確保」、「障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備」、「介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取り組み」、「ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成」など取組みを進めていくこととしております。
- また、令和5年3月策定された大阪府介護・福祉人材確保戦略2023について、今年度、中間見直しを行っているところでありますので、こちらの議論の方向性に沿って、障がい福祉人材の確保に努めてまいります。
- これまでより、従業者の報酬額等について必要な改善を図るよう、国に要望してきたところであり、今後も引き続き、同行援護従事者の報酬改善について、要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（2）視覚障害者が居住地で不自由なくサービスが受けられるよう、事業所の実態を十分に調査し、必要な指導・監督を実施してください。

（回答）

- 同行援護を含む障がい福祉サービスは、利用者の方々の生活に欠かせないものであり、サービスが適正に提供されることが重要と考えております。
- 指定障がい福祉サービス事業所について、大阪府条例等に基づき適正に運営されるよう、全事業者に対する集団指導（年1回）のほか、個別の事業者に対する運営指導（随時）を実施しております。
- 運営指導では、関係書類等により事業所の運営状況等を確認し改善すべき内容があれば、文書指導等を行っております。
- 今後とも、各障がい福祉サービス事業者に対し、基準等を遵守し、適正なサービス提供を行うよう、市町村とも連携しながら指導してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

(3) 同行援護従事者養成研修を実施している事業所に対し、カリキュラムを忠実に実施するよう必要な指導、監督をしてください。

（回答）

- 大阪府が指定した、同行援護従業者養成研修実施事業者につきましては、大阪府同行援護従業者養成研修事業実施要領に定める研修が健全かつ円滑に実施されるよう、各事業者から研修終了後に提出される実績報告書等により確認・点検を行っています。また、必要に応じて実地調査等を通じた助言及び指導を実施しています。
- 今後とも研修事業者の質が確保されるよう、研修事業者の適切な指導・助言に努めて参ります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（4）通勤、通学にも利用できるよう国に要望してください。また、通院に利用できること等、制度の趣旨を市町村に周知、働きかけてください。

（回答）

- 同行援護については、国報酬告示により「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」と示されています。
- 通勤における移動支援については、令和3年度に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援促進事業費補助金の市町村事業の対象とされましたが、障害者の就労機会の拡大、社会参加を促進することは、本来、ナショナルミニマムで実施すべき性質のものであることから個別給付化の検討を含む必要な財源確保を国に要望しているところです。また、通学における移動支援についても、支援を行うべき主体を明確にすることや福祉政策として実施する部分については同様に、個別給付化について検討を行うよう国に要望しているところです。
- また、通院の介助は、同行援護により行うことも可能であり、これと居宅介護における通院等介助の利用に優先関係は無く、利用者の利用目的や実状にあわせて支給決定をすることとされています。
- 今後とも、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（5）「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、市町村に十分周知するとともに、実施を強く働きかけてください。また、同行援護事業者に対しても、積極的に情報提供してください。

（回答）

- 本事業については、令和3年度に国において、地域生活支援促進事業として個別事業化されているところであり、今後ともサービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。
- 大阪府としては、重度障がい者等の就労中における介助については、本来ナショナルミニマムで実施する性質のものであり、自治体に過度な負担が生じることのないよう全国一律の制度として法定給付化されることが望ましいと考えられるため、財源は国の責任において確実に措置するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（6）市町村民税課税世帯に対して課される同行援護サービス利用の負担金を軽減・廃止するよう国に働きかけてください。

（回答）

- 利用者負担につきましては、累次の制度改正を経て、現在では生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯における利用者負担は無料となっており、課税世帯についても、家計の負担能力等により負担上限月額を設定するなどの措置が取られています。
- 障害者総合支援法に基づく支援制度が、全ての障がい者にとって安心して暮らすことができるものとなるよう、法の円滑かつ適正な運用・推進するとともに、利用者負担上限月額の適切な認定等について、市町村への助言を適宜行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

10 同行援護事業について

（7）交通不便地における同行援護従業者の車の利用が認められるよう国に働きかけてください。

（回答）

- 車両等の運転者は、道路交通法第 70 条に規定されている安全運転の義務があることから、運転時間中における介助は想定されていません。したがって、運転中は障がい福祉サービスが提供できないことから、報酬算定の対象にはなりません。
- また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項についての居宅介護の通院等介助においても、「移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない。」とされています。
- なお、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法における許可等が必要になります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

17 視覚障害高齢者が、住みなれた地域で生きがいを持って生活できる施策を充実してください。

（回答）

- 全ての高齢者が、住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持って生活できるよう、市町村において、介護予防や高齢者の社会参加の場づくりに取り組んでいるところです。大阪府では、こうした市町村の取組を推進するため、専門職による支援体制の構築や地域の支え合い活動の創出支援などを行っております。
- 障がいのある高齢者におかれては、行政では把握しきれない状況もあると存じますので、今後とも、貴協会のご意見もお聞きしながら、全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けることができるよう施策を推進してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

18 補装具、日常生活用具の支給基準額を実態に合わせて引き上げるよう国に要望してください。また、スマートフォン等の対象品目の拡大や支給条件について、当事者のニーズに対応するよう市町村に働きかけてください。

（回答）

■補装具

- 補装具の支給基準額については、障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」によって定められ、国の補装具費の基準額に係る実態調査の結果を踏まえ、毎年改定されています。
- また、「補装具支給事務取扱指針」において、市町村は補装具費の支給にあたっては、「身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要がある」と規定されており、実施主体である市町村は当該取扱指針等に基づき、補装具支給事務を実施しています。
- 大阪府といたしましては、補装具の対象種目や支給条件が障がい者の方のニーズに沿ったものとなるよう国への要望を行っており、実施主体である市町村には、障がい者自立相談支援センターが実施する研修や、市町村説明会等において、個々の障がい者等の実情に沿った対応を行うよう伝えるなど、今後も引き続き国及び市町村へ働きかけてまいります。

■日常生活用具

- 日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国の実施要領において「給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより廉価な価格で購入し給付すること」として、当事者に必要な品目が適切に支給されるよう、示されているところです。
- 大阪府といたしましては、実施主体である市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施ができるよう、地域生活支援事業の財源の確保等について国への要望を行っており、市町村には、過去に国が定めた基準額等にとらわれることなく、ニーズや地域の実情に即した適切な品目や基準額等となるよう努めることを市町村説明会等で伝えるなど、今後も引き続き国及び市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

19 障害者手帳のカード化について、府として積極的に進めるとともに、市町村にも働きかけてください。

（回答）

- 障がい者手帳のカード化については、一部の自治体において、カードの券面をプラスチック製にし、携帯性の向上に取り組まれている状況です。
- 府においては、令和元年度より府内市町村や近隣自治体と情報交換を行い、カード化の検討を進めてきたところではありますが、府としては令和3年度末に障がい者手帳の単なるプラスチックカード化を行わない方針にしました。
- 一方で、全国的に「マイナンバーカードと障がい者手帳の連携」が進められており、今後様々なデータとの連携が想定され、障がい者手帳交付データそのものの利活用方法が変わる可能性があります。
- 今後、国の動きを注視し、より利便性の高い手帳の形態について検証してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

20 視覚障害者の職業自立を支援してください。

（2）介護保険施設等で視覚障害者機能訓練指導員がより多く雇用されるよう支援してください。

（回答）

- 府においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に対し、平成30年度の機能訓練指導員の資格要件に鍼灸師等が追加されて以降、介護報酬の個別機能訓練加算も活用し、積極的に視覚障がい者の雇用を進めていただくよう呼びかけており、令和7年度当初では、府所管の136施設中4施設で5名が雇用されております。
- 視覚障がい者の機能訓練指導員としての採用は、障がい者の就労の機会を広げ、利用者へのサービスを向上するという観点からも、大変重要なことであると考えており、昨年度に引き続き、令和7年5月8日付で、特別養護老人ホームに「視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師及び鍼灸師等の雇用に関する求人情報の提供」について依頼しており、雇用促進に向け、求人情報の収集にも努めております。
- また、政令市及び中核市に対して、所管施設での視覚障がい者機能訓練指導員の雇用状況を照会したところ、大阪市において3施設3名、堺市において1施設1名、東大阪市において1施設1名、豊中市において1施設1名、吹田市において1施設1名の方が雇用されていると回答がありました。政令市、中核市との意見交換の場において、積極的な雇用について働きかけるなど、引き続き、府として、視覚障がい者機能訓練指導員がより多く雇用されるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。